平成２６年（フ）第６２号
埼玉県熊谷市新堀746番地３
債務者　柴崎　清一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６３号
埼玉県熊谷市市ノ坪429番地２
債務者　柴崎　清吾
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７７号
京都府向日市寺戸町瓜生１番地の23
債務者　美山　俊江
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　信子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
東京都葛飾区青戸２丁目13番11号アンシャンテ601
債務者　押田　知克
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1318番地１　ハイツ桜木202
債務者　野村商店こと　野村　敏雄
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1318番地１　ハイツ桜木202
債務者　野村タカ子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３７９号
札幌市白石区北郷４条５丁目４番７号　サンモリッツＢ―２号
債務者　山本　聡美（旧姓橋本・阿部）
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
北海道石狩市樽川３条３丁目５番地　グループホームきぼう１―102
債務者　松井　隆憲
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８１号
札幌市北区新琴似９条４丁目３番15号　シャネル新琴似壱番館106号
債務者　工藤　建融
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５８号
三重県四日市市堂ケ山町637番地
債務者　伊藤　裕一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
静岡市葵区桜町２丁目６番67号　駒井わか子方
債務者　奥山　哲男
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
静岡市駿河区中原784番地の３
債務者　岡谷　吉人
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅1213号
債務者　柴田　達也
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　弘泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀453番地６、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀1133番地７
債務者　植松　秀子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第１９号
広島市西区高須２丁目４番16号
債務者　濵田　和彦
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１０１号
山口県下関市長府八幡町１番36号
債務者　南　次郎
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　憲昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係